

第3章 処 務

○沖縄県立看護大学処務細則

(平成 11 年 6 月 21 日総務部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(昭和 50 年沖縄県規則第 67 号)第 8 条及び第 14 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第 2 条 学長は、別表の職名欄に掲げる職員に、専決事項の欄に掲げる事務を専決させる。

(代理決裁)

第 3 条 事務局長が不在の場合において、事務局長が専決すべき事項で急施を要するものについては、総務課長が代理決裁することができる。

2 看護学部長、学生部長、附属図書館長(以下「看護学部長等」という。)が不在の場合において、看護学部長等が専決すべき事項で急施を要するものについては、学長があらかじめ指定した職員が代理決裁をすることができる。

附 則

この細則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。